（様式第３号）第８の２関係

長野県　　　地域振興局指令第　　　号

（補助事業者住所）

（補助事業者氏名）

年　　月　　日付け　　　　号で申請のありましたふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金　　　　　円を、下記の条件を付して交付します。

年（　　　年）　月　日

地域振興局長　（氏名）

記

１　補助事業内容は、補助金交付申請書に記載の内容のとおりとすること。

２　次に掲げる事項を、補助金の交付の条件とする。

（１）ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付要綱第２に規定する対象経費及び補助事業の内容について変更しようとするときは、速やかに地域振興局長に申請してその承認を受けること。ただし、別に定める軽微な変更については、承認を要しないこと。

（２）補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、実施箇所を変更しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難になった場合を含む。）は、速やかに地域振興局長に申請してその承認を受けること。

（３）補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

（４）取得財産等を処分したときは、当該補助事業に係る補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（５）補助事業の経理に当たっては、当該補助対象事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して５年間整理保存すること。

なお、交付対象事業については、事業に係る歳入及び歳出を明らかにしたふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金調書を作成し、歳入及び歳出に係る証拠書類とともに５年間保管すること。

３　事業の実施に当たっては、「補助金等交付規則」（昭和34年長野県規則第９号）、「ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付要綱」（平成21年７月３日21自保第76号）及び「ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業実施要領」（平成21年７月３日21自保第76号）を遵守すること。